

各保険料などに関するお知らせ



各保険料の納入通知書などを7月中旬に発送します

国民健康保険

申問①②健康保険課…☎055(237)5368
③健康保険課…☎055(237)5371

① 納入通知書などを 7月中旬に発送します

普通徴収の方は、7月が第一期の納期(7月31日(水)納期限)となり、年9回に分けて納付書でお支払いいただきます。

※保険料の納付方法が口座振替または特別徴収(年金から天引き)の方には、納入通知書(保険料額明細)のみ発送します

② 健康保険課窓口で口座振替の 手続きができます

「キャッシュカード」で申し込み手続きができます。振替を希望される納付期限の2週間前までにお申し込みください。詳しくはお問い合わせください。

③ 8月中旬に限度額認定証の 更新申請を！

認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが一定の金額までとなります。

対 象

市国民健康保険加入者(滞納世帯および70歳以上の市民税課税世帯の一部を除く)

持ち物

保険証、入院が90日を超える方は入院期間が分かるもの(領収書など)。別世帯の方が申請する場合は顔写真入りの本人確認書類、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの

※郵送での申請も可。申請書は市ホームページからダウンロードするか、お問い合わせください

※期限の切れた認定証は、ご自身の責任で処分してください

介護保険

申問①②長寿介護課…☎055(237)5478
③長寿介護課…☎055(237)5480

① 納入通知書などを 7月中旬に発送します

普通徴収の方は、7月が第一期の納期(7月31日(水)納期限)となり、年9回に分けて納付書でお支払いいただきます。

※保険料の納付方法が口座振替または特別徴収(年金から天引き)の方には、納入通知書(保険料額明細)のみ発送します

② 保険料が徴収猶予または減免 される場合があります

所得段階が1～3段階で、①～④の全てに該当する方(生活保護受給者は除く)は、申請により減免される場合があります。

対 象

①令和5年中の世帯全員の年間収入合計額が120万円以下(世帯が2人以上の場合は1人増えるごとに31万5,000円を加算)

②市民税課税者(令和6年度)の扶養(税の扶養親族・医療保険の被扶養者)でない

③世帯全員の預貯金などの合計が350万円以下

④世帯全員が住居用以外に処分可能な不動産をもっていない

※年間収入には、遺族年金など非課税所得となる収入や仕送りなども含まれます

※災害等の特別な事情により、保険料が徴収猶予または減免になる場合があります

③ 限度額認定証・軽減確認証の 更新申請を！

認定証・確認証をお持ちの方には6月上旬に更新勧奨通知を発送していますので、更新の申請をしてください。郵送での申請にご協力をお願いします。

後期高齢者医療保険

問健康保険課…☎055(237)5617
山梨県後期高齢者医療広域連合…
☎055(236)5671

① 納入通知書などを 7月中旬に発送します

普通徴収の方は、7月が第一期の納期(7月31日(水)納期限)となり、年8回に分けて納付書でお支払いいただきます。

※保険料の納付方法が口座振替または特別徴収(年金から天引き)の方には、納入通知書(保険料額明細)のみ発送します

② 保険料率の改定をします

保険料(R4・5年度→R6・7年度)		
保険料率	均等割額※	40,980円 → 50,770円
	所得割率	8.30% → 11.11%
保険料の賦課限度額 (上限額)		660,000円 → 800,000円

※均等割額は、世帯の所得水準にあわせて軽減される場合があります。詳細は、被保険者証に同封されるパンフレットをご覧ください

③ 被保険者証について

新しい被保険者証(さくら色)は7月中旬から下旬に特定記録郵便で郵送します。新しい保険証はお手元に届いた日から使用できます。

※郵便受けに配達されます

※現在お使いの保険証は8月以降は使えませんが、ご自身の責任で処分してください

④ 限度額適用・標準負担額減額認定証 および限度額適用認定証について

前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付します。有効期限が令和7年7月31日までのものを7月中旬から下旬に被保険者証とは別に郵送します。